放射性廃棄物処分ワーキンググループ 2009 年 5 月 22 日の取りまとめに

対する意見

2009年7月7日 兼松秀代

意見が反映されないパブリックコメント 掲載を求めても原文が掲載されないパブリックコメント 強引な実施機関にあっても、修正せざるを得ない部分がわずかにあった。

「 『第2次取りまとめ』は地層処分の技術基盤を示したのか。」(実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

第2次取りまとめは「地層処分の技術基盤を提示した」か?

本(案)p.3では第2次取りまとめで、

地層処分に必要な条件を満たす地質環境がわが国に広く存在し、特定の地質環境がそのような条件を備えているか否かを評価する方法が開発された。

幅広い地質環境条件に対して人工バリアや処分施設を適切に設計・施工する技術が開発された。

ことも示したと記述されている。

しかし現地から見る現実は、かけ離れている。

1.詳細な地下の情報取得手法は第2次取りまとめ後の2003年でも困難だった。そのため、湧水量の想定を大幅に誤った。

超深地層研究所は2002年1月に現在の瑞浪市有地に移転し、2003年7月に建設を開始した。建設の手順は地上からの調査を終え、次ぎに地下施設を建設することになっていた。ところが遅れに遅れた建設を最優先したため、地上から調査と地下施設建設が同時並行した。この状況で不可欠なデータが得られたと言えるか、大きな疑問だ。

移転場所は当初の場所から約1.3 ^{*} - 離れているだけで、1986年以来原子力機構が住民に知らせることなく(「誤解を招く恐れから」1995年当時の原子力機構東濃地科学センター所長の発言 岐阜新聞1995年10月30日)高レベル放射性廃棄物地層処分のための地下調査を継続した、その地域である。

それにも関わらず、地下研究施設を建設するには詳細な調査をその用地で行う必要があり、それが著しく不十分であったために、亀裂耐帯や断層の予測が不十分で、立坑の湧水量の想定を大幅に誤った。(立坑における湧水抑制技術は、2で述べる。)つまり、既に調査地域であるにも関わらず、地下の詳細情報の取得手法が、未熟でおぼつかないことを意味している。

2.2006年時点でも立坑の湧水抑制技術がなかった

換気立坑 160m 付近から大量の湧水が発生し、「瑞浪超深地層研究所研究坑道掘削工事においては、<u>設計時の想定を越える大量の湧水が発生している</u>。湧水抑制対策の有力な手段はグラウトであるが、<u>現状では立坑を対象としたグラウト技術は確立されておらず</u>、長期的視野に立って技術者を養成することが必要であるとともに、研究・建設を着実に進展させて情報発信を行っていくことが求められている。」(2006 年 4 月 10 日「回議書」原子力機構開示文書」)として湧水抑制対策検討委員会が設置された(プレ委員会は、委員会起案前の 2006 年 3 月 30 日に開催された)。ちなみに超深地層研究所設計を行った 2002 年当時、約 1.3 * 品離れた当初の建設場所のボーリング孔および移転した超深地層研究所用地近傍の既存のボーリング孔の地下水量で設計したことが原子力機構の報告書に記されている。

一方、仮に地上からの調査十分に実施したとしても、地殻変動帯の日本における 湧水量の予測は簡単ではないと、様々なボーリングコアを見るたびに思う。

3.2007年当時、立坑の湧水量を測定する基礎データ取得の計器すらなかった「換気立坑では、流量計の不具合等によるデータの異常や欠損が相次ぎ、品質を確保したデータが取得できていない。そのため、信頼性の高い観測を継続的に実施できる計測器の保守を充実させる必要がある。」(「超深地層研究所計画 年度報告(2007年度)」P.34)と述べている。

原子力機構の多くの研究者、多数の委託研究により作り上げられる報告書は膨大で、私が知りうることは10万分の1、100万分の1にも満たない。かすかな一端にも関わらず疑問が生ずる。こうした原子力機構の現実にもかかわらず、本(案)で高レベル放射性廃棄物地層処分の技術が確立し、今は更に高度な研究を行っているかのごとき書きぶりに強い違和感と推進機関(原子力機構やNUMO放射性廃棄物小委員会、本WG等々)への不信感すら覚える。同時に、日本における高レベル放射性廃棄物地層処分の困難さを実感する。

実施機関の考え方

第2次取りまとめは、JAEAが、それまでの研究開発成果を取りまとめたもので、これを原子力委員会バックエンド対策専門部会が、「第2次取りまとめには、我が国における放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性が示されているとともに、処分予定地の選定と安全基準の策定に資する技術的拠り所が与えられており、これが地層処分の事業化に向けての技術的拠り所となる。」と評価しました。これにより、わが国において地層処分の安全性を確保し得ることが示されました。

第2次取りまとめ以降の研究開発は、瑞浪(結晶質岩)と幌延(堆積岩)の具体的な地質環境を対象とした深地層研究など、第2次取りまとめで示された技術の実証に主眼をおいた基盤的な研究を行っています。この技術の実証の中で、詳細な地下の情報取得手法や、立坑の湧水抑制技術等の課題を解決し、技術の高度化を図っていくこととしています。ここで得られる成果は、NUMOが実施する概要調査及び

精密調査、並びに国が進める安全規制の両面を支える技術基盤として整備されるものです。

上記については、本とりまとめ案にも記載しています。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

実施機関の拠り所は、2000年の原子力委員会バックエンド対策専門部会の「地層処分の事業化に向けての技術的拠り所となる。」というお墨付きである。

しかし兼松は今回のパブリックコメントで 2000 年レポートは現実として「技術的拠り所」となり得ない具体例を上げた。この現実に発生した具体例には全く応えていない。

実施機関の考え方は、核持ち込みの密約は日本においては無いことになっている、 だからアメリカで公開されても、日本の元外務事務次官が密約文書を引き継いだと証 言しても、「密約は存在しない」と言い続ける官房長官や外務省と同じである。

そもそも「技術的拠り所」とは原子力委員会バックエンド対策専門部会が 1997 年 4 月 15 日「高レベル放射性廃棄物の地層処分研究開発等の今後の進め方について」で、

- ・「地層処分にとって重要な地質環境上の要件を明らかにし、それを満たす地層がわが国において存在する可能性を明らかにすること。」
- ・安全性を実現するための人工バリアや処分施設についての設計要件を示し、 工学技術によって合理的に構築できることを示すこと。
- ・わが国の地質環境において、処分システムの性能に関し、十分な信頼性をもって評価すること。

が「できる」とすることを原子力機構に課した。「できる」という結論が先にあった。

今回、実施機関はそれをオウムのように繰り返しているにすぎないが、現実は原子力機構の 2000 年レポートのようにはゆかないことが、瑞浪超深地層研究所の建設も請け負っている企業体の一つである、(株)大林組の河村氏の「放射性廃棄物地層処分施設の建設技術 パッシブ・セーフティへの移行まで」(原子力学会誌 Vol.51, N06(2009))に明確に示されている。

日本の地質の著しい不均一性ゆえに、大きな困難を抱えていることを過去のダム 建設や丹那トンネルの難工事などを例示して、具体的に解説している。特にここで 紹介された小説を読んで、予測との大きな食い違いすら経験として記述できる「研 究機関」、シミュレーションができれば、地層処分が安全に実施できるかのごとき、 資源エネルギー庁の本取りまとめと重ねあわせて、学ぶところが多かった。

NUMOは「原子力発電環境整備機構としては、既に地層処分の技術的基盤は整備されており、現在の知見・技術で安全に地層処分できると考えております。」(2008年3月12日)と驚くべき記述をしている。

「JAEAの瑞浪の地下研究施設は、『地層処分技術の開発』や『地層処分研究開発』の位置づけではないのではないか。」(実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

超深地層研究所は"地層処分技術の開発"や「地層処分研究開発」の位置づけではない。

p.5 で 「岐阜県瑞浪市(結晶質岩)」も「地層処分技術の信頼性等をより一層向上させることを目的とする研究開発が進められている」と説明している。

またp.10で「JAEAが所有する地下研究施設は、地層処分研究開発において重要な研究施設」であると位置づけている。

しかし原子力機構は「東濃地科学センターでは、地下の環境や地下深くでどのような現象が起こっているかを研究する『地層科学研究』を行っています。」(原子力機構東濃地科学センターパンフレット「地層科学する」p.01(2009年4月改定))とあるように協定を結んだ1995年12月28日以来変更はない。本(案)の位置づけと矛盾する。混同させてはならない。

実施機関の考え方

JAEAは、処分事業の段階的な進展に先行して、第2次取りまとめで示された技術の実証に主眼をおいた基盤的な研究を、地層処分研究開発及びその基盤となる深地層の科学的研究として実施しています。このうち、瑞浪の地下研究施設では、深地層の科学的研究を実施しています。

明確化の観点から、上記の考え方を反映して本とりまとめ案を修正します。

取りまとめへの反映 p. 4 で【 】の部分を追加した。

「地層処分研究開発及びその【基盤となる深地層の科学的研究として】、具体的には、火山や地震などの地質環境の」

実施機関の対応に対する兼松のコメント

資源エネルギー庁にとっては「地層処分研究開発」も「地層科学研究」も、実質的には同じものであることをこれほどはっきりと示したものはない。

つまり東濃地科学センターは「地層科学研究」という名の「地層処分研究開発」を 行っていることを資源エネルギー庁が示したことに、意味と意義がある。

住民、県民は同じであることを知っているからこそ、建設と協定に反対した。

原子力機構も岐阜県、瑞浪市、土岐市も 1995 年 12 月に「地層科学研究」ということばで、高レベル放射性廃棄物地層処分とは直接の関わりを持たないものであるかのように、県民の目をごまかして協定を結んだ。そのごまかしがこの書きかえで崩れた。

「地下研究施設のデータ等を処分事業と安全規制の両方で使うべきではない。」(実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

地下研究施設のデータ等を処分事業と安全規制の両方で使うべきではない。

- p.5 に深地層の研究施設における研究成果の例として「NUMOが実施する概要調査及び精密調査、並びに国が進める安全規制の両面を支える技術基盤の整備がなされている。」とあるが、別の組織が別の地域に設置してそれぞれ独立させるべきだ。そうすることで信頼性が裏付けられる。
- 1.一つのデータを安全規制と処分事業に使い廻すのは、データやデータの評価、成果内容に信頼がおけない。それぞれ独立した施設で個別に行い、その結果が一致したものであればその結果はある程度の信頼性が得られる。
- 2.現状では地下研究施設のある地域や施設設置のために既に広域に調査された周辺地域が、安全規制と処分事業両方のデータを提供することになる。

結果として高レベル放射性廃棄物処分場に適した地域とされ、さらに安全規制を満たした地域となる。

NUMOが公募の形をとっても、研究施設のある地域が社会的に高レベル放射性 廃棄物処分場の受け入れを強要される地域となり、国から高レベル放射性廃棄物処 分場調査の申し入れを最も受けやすい地域とすることになる。

以上のことから、NUMOが実施する概要調査及び精密調査のための地下研究施設と国が進める安全規制のための地下研究施設を別機関がそれぞれに設置すべきだ。

兼松の意見に対する実施機関の考え方実施機関の考え方

原子力安全・保安院によると、「地層処分の安全性に関しては膨大な知見が必要であり、有益な研究成果を共有するという観点から、規制支援研究の成果だけではなく、その他の機関(例えば、国の基盤研究開発等)で実施している成果も規制として活用することが重要である。そこで、国内外の研究(地層の調査も含む)の成果を保安院の判断根拠として使える品質にあるかどうかを、独立性を保ちながら確認し、蓄積・活用可能とする体制を整備し、運用していくことが必要である。」としている(総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会放射性廃棄物規制支援研究ワーキンググループ資料放射性廃棄物規制支援研究ワーキンググループにおける検討状況(平成21年4月6日))。

上記の主旨を踏まえて本とりまとめ案を修正します。

取りまとめへの反映 p.5 で【 】が追加されたが、問題とした部への修正は無し。

【地下研究施設における研究成果の例(地質構造モデルの構築)】 深地層の研究施設計画においては、地表からの調査により地下の地質環境のデータ 得て、そのモデル化が行われている。具体的な調査研究の一例としては、地質構造 のモデル化に関して、既存の文献情報、物理探査、ボーリング調査と、調査の段階が進むことによって、詳細にモデル化することが可能となることが実証された。更に、このモデルを用いて地下水流動のシミュレーションを行い、断層などの地質構造が地下水流動に与える影響の程度を把握することなどによって、【地層処分において重要となる地下水流動の観点から着目すべき地質構造や、これを把握するための調査の方法についての検討がなされている。このように、地層処分の候補地において、どのような地質・地形学的条件等に留意しながら、どのような手順や手法で調査を進めていけば良いのか、あるいは、技術の精度や適用範囲にも配慮しながら、候補地に求められる環境要件をどのように設定し規制を行っていけば良いのかなど】、NUMOが実施する概要調査や精密調査の計画・実施、並びに国が進める安全規制上の指針や基準の策定の両面を支える技術基盤の整備がなされている。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

- ・地下研究施設のある地域が高レベル放射性廃棄物処分の適地となることを容認した対応である。
- ・何よりも、既に安全規制が整備されているべきだ。その規制に適った処分をするために NUMO が研究すればよい。規制当局が処分事業を追いかけるのは本末転倒である。
- ・一つのデータを処分事業と安全規制に使い廻すことの不信感に全く応えていない。
- ・修正により、高レベル放射性廃棄物処分の「処分候補地」の地質条件把握のための具体的な調査、把握すべき内容が重点的に追加された。これらの調査が瑞浪や幌延の地下研究施設や周辺で行われる以上、より処分場の条件に沿ったデータを収集することになり、地下研究施設とその周辺は、規制側の条件を満たした「処分場の適地」となることに変わりはない。
- ・実施機関は高レベル放射性廃棄物には膨大な専門的知識とデータが必要である。国内外のデータからその信頼性や独立を保ちながら判断するから、地下研究施設のある地域のデータだけで安全規制を固めるわけではない。地下研究施設のデータはその一部に過ぎないと言っている。

しかし地下が比較的均一で安定した海外のデータが、日本という著しく不均質な日本の高レベル放射性廃棄物処分の安全規制にどれだけ役立つか大変疑問だ。

「回収可能性について、どうして実施するのか、どこで実施するのかが不明である。」 (実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

「回収可能性」の理由と場所が不明

p.11 でNUMOに回収可能性に関する検討を指摘している。

一方、 原子力機構の 2000 年レポートには、「処分場の管理については、国際的な共通認識なども参考に閉鎖までに行う管理の項目を明らかにした。」「この

ような管理において処分場閉鎖後に安全性の観点からモニタリングや廃棄体の再取り出しを行うことについては想定する必要がないと考えることができる。」(総論レポート V)と記述している。モニタリングを安全性の観点から想定する必要がないということは、モニタリングすら返って危険であるとの判断である。

原子力機構のこうした危険性指摘の中で、なぜ閉鎖を判断するまでは、回収可能性の維持が必要なのか、その説明がない。理由について本(案)でも具体的に示すべきだ。

また、回収可能性を維持するのは、広い高レベル放射性廃棄物処分場の中の枝分かれしたパネルを含むのか、幹線となる処分坑道か、搬入立坑かなど場所(位置)の説明も不可欠である。

説明がないのは、何かあったら回収できますという言葉で処分場を受け入れさせるリップサービスと受け取られかねない。

兼松の意見に対する実施機関の考え方実施機関の考え方

原子力安全・保安院が、安全規制の基本的考え方の検討結果を示しました、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について(平成18年9月11日)」では、「安全確保のための対策が適切に講じられた地層処分においては、基本的に廃棄体を回収するような事態が生ずることはないと考えられる。一方、処分場閉鎖までの間は、不測の事態への適切な対応、定期安全レビュー結果を踏まえた対応手段の確保等のために、廃棄体の回収可能性を維持することが必要と考えられる、事業実施主体の計画においてもこの点を考慮する必要がある。(中略)処分場の閉鎖について最終的に判断するまでは回収可能性が維持されるよう、開発段階において回収可能性に配慮した設計の採用や、具体的な回収手段を検討・確保しておくことが重要である。」と指摘しています。

回収可能性に関する具体的な設計や手段については、今後、NUMOにおいて検討していくことが重要と考えています。

上記については、本とりまとめ案にも記載していますが、明確化の観点から加筆 します。

取りまとめへの反映 【 】内の文言を追加した。

原子力安全・保安院において、安全規制の基本的考え方の検討結果が示された (「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」(平成 18 年 9 月 11 日))。

この中で、安全確保のための対策が適切に講じられた地層処分においては、基本的に廃棄体を回収するような事態が生ずることはないと考えられる。一方、処分場閉鎖【までの間は、不測の事態への適切な対応等のために廃棄体の】回収可能性が維持されるよう、開発段階において回収可能性に配慮した設計の採用や、具体的な回収手段を検討・確保しておくことが重要であることが指摘された。このような、

規制側の検討等を踏まえて、NUMOは閉鎖前の廃棄体の回収可能性に関する課題についても検討していくことが重要である。また、原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会放射性廃棄物規制支援研究ワーキンググループでは、平成 20 年 11 月から規制支援研究の全体計画を立案中である。基盤研究開発を行うに当たっては、この計画の立案に当たる関係者と情報共有し、整合性を持って進めることが重要である。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

まさに明確化の観点から、【不測の事態への適切な対応等のために廃棄体の】追加した。案よりは分かりやすくなったが、【不測の事態】となった高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の回収(ベントナイトを外してまたは、ベントナイトに包んだままの)廃棄体を遠隔操作で回収する技術は現時点では存在しない。

処分場を受け入れさせるためのリップサービスに他ならないと思う。希望的予測が外れるのは、高速増殖炉が陽炎のように遠ざかっている現実や、「国産」ガラス固化溶融炉が使い物にならない現実などある。

「国際的連携において、処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握する目的が不明である。」(実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

「処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握」する目的が不明である。説明する責任がある。

本(案)p.13で「海外での社会的合意形成を意識した取組や先進的な研究成果等を活用していくことが重要である。特に、今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン等における取組状況を把握していく必要があると考えられる。また、こうした国際的連携において、処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握し、そこで実施される研究開発や実証試験の成果に関する情報を入手することも求められる。」とある。

「そこで実施される研究開発や実証試験の成果に関する情報を入手すること も求められる」については、地質の成り立ちを越えて、参考になるものと考える。

一方、「 今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン」における「処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握」する目的が記されていない。目的を明記する必要がある。

フランスは地下研究施設と同じ地層に処分場を設置することが定められた。 スイスでは重要なことは住民投票で決めるという国でありながら処分候補地と された地域は住民投票の実施が認められず、処分場の建設・操業の許可を得る段 階でのみ住民投票を認められる制度になった。

スウェーデンは住民投票で拒否され、原発や使用済み核燃料貯蔵施設及び隣接地 に地下研究施設を抱えた地域でサイト選定調査が行われている。

つまり、本(案)は強権的に処分場の調査や選定を行うスイス、あるいは地下 研究施設と処分場が密接不可分なフランス、スウェーデンの事例を日本の処分場 選定に活かしたいのが狙いである。

実施機関の考え方

各国の地下研究施設において実施される研究開発や実証試験の成果については、わが国の地下研究施設における研究計画の参考にすること等の観点で重要です。参考にする際には、ジェネリック(幅広い地質環境を対象)か、サイトスペシフィック(特定の地質環境を対象)かという地下研の位置づけや、地層処分システムの性能を評価する等の技術的な目的を達成するためか、国民の理解促進のための広報を目的とするものかという地下研究施設の役割がどのようなものであるかを理解したうえで、どのような目的で研究や実証試験が行われているかを把握することが必要と考えます。

上記の考え方を踏まえて、本とりまとめ案を修正します。

反映2ヶ所【 】に変更。

特に、今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン等における取組状況を把握していく必要があると考えられる。また、こうした国際的連携【において、処分事業の進展に伴う 通じて、各国における】地下研究施設の位置づけや役割【の変化を把握し 、】そこで実施される研究開発や実証試験の成果に関する情報を入手することも求められる。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

案の「特に、今後、処分地選定が進む、フランス、スイス、スウェーデン等における取組状況を把握していく必要があると考えられる。また、こうした国際的連携において、処分事業の進展に伴う地下研究施設の位置づけや役割の変化を把握し」は実施機関の意図が露骨に表現されていた。そこで、地下研究施設のある地域が警戒しないように、言い換えたにすぎない。

なぜなら、案が検討された 2009 年 3 月 31 日の当該ワーキンググループで井川委員は、スイスの処分地選定過程の特徴(調査段階では住民投票を認めない仕組みに変更したこと)が明確なった資料にすべきだという視点で以下のように発言している。

「井川委員

2 点伺いたいのですけれども、1 つは、14 ページにあるスイスのことなのですが、スイスで私が理解していることで言うと、スイスの立地の特徴は、基本的に連邦政府が場所を決めて、地域

は反対だろうが何だろうが実行するという、そこが最大の特徴であるやに聞いているのですけれども、そういったことを全然記述していないので、これだと何かスイスの特徴がよくわからないので、私の理解が正しいのかどうかということと、この資料はちょっと誤解を招くのではないかなということが1点。」

------中略------

「井川委員

必ず皆さんで原子力の議論をされると、原子力に理解がある方も含めて、地球温暖化のためなのだ、エネルギーのために必要だの議論をしようかというと、大体結論ですぐ出るのは、だってゴミの処分場は世界中どこでもできないでしょう、だめじゃないですか原子力は、そもそもやめたほうがいいじゃないですかという話になって、全然話が進まないという現状を考えると、ここのスイスの取組は、制度上は民主主義の国でありながら特徴的な対応をされていることを踏まえると、その部分がない資料というのは、多分私の理解どおりだと、かなり欠陥であって、今日議論に利用するにはいささか問題のある資料ではないかと。もし今後、この地図のスペースを縮小してもぜひその部分を書き込んでいただければ幸いかと。」(209.3.31 当ワーキンググループ議事録より)

井川委員はスイスの処分地選定変更を日本の国民に示したいと考えている。強行に 進めなければ決まらないと。こうした委員会の議論の反映としての(案)であること を、忘れてはならない。実施機関が文字は置き換えることができても、その目指すも のが何であるかは忘れない。

「提出された意見の扱いについて

(過去に行われたパブリックコメントにおいて、出された意見がどのようなものであったか、事務局の分類が適切かどうか、知ることができなかったことなどがある。)」 (実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

提出された意見の扱いについて

2008年1月「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の 基本方針と最終 処分計画の改定案に対する行政手続法に基づく意見募集がなされ、寄せられた意見は36件であった。事務局が分類し、意見に対する回答を付して2008年1月31日の放射性廃棄物小委員会で審議された。

しかし36件の意見そのものは放射性廃棄物小委員会 に提出されず、意見が資料等として公開されることもなかった。

出された意見がどのようなものであったか、事務局の分類が適切かどうか(分類することが適切かどうか含む)、国民は知ることができなかった。

行政手続法に基づく意見募集ですらこのような扱いをする行政に、意見を出す こと自体が無意味、あるいは意見を聞いたというアリバイにされるにすぎないと

の不信感を抱く。

このような対応の中で、高レベル放射性廃棄物処分に関する「国民との相互理解」などとの言葉が躍ることに、大きな違和感を覚える。

実施機関の考え方

寄せられたご意見につきましては、それぞれ趣旨を踏まえたものとなるように、意見及びそれに対する考え方を掲載しています。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

コメントは提出した上記意見のとおりである。500 件も 1000 件も寄せられた意見ならいざ知らず、わずか 36 件の意見すら公表しなかった。今回は行政手続き法に従った意見募集ではないが、寄せられた意見はわずか 26 件である。住所、電話番号、メールアドレスなどを除いて公表し、委員はどのような意見が寄せられたのか、どのように受け止められているのか知る必要がある。公表と委員が読むことを前提として意見を提出している。実施機関に示す意識がない。委員に概要だけ示して、委員は聞き置くだけの意見募集なら無意味である。

参考までに、当該ワーキンググループの親部会である、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会(第15回)-議事録 平成20年1月31日(木)一部抜粋を貼り付ける。

森嶌委員長

この 36 件というのは、仮に原文、もちろん誰が出したか、所属はどうかなんていうのは全部 抜いて、もとの質問だけを全部仮に出したとしたら相当な量ですか。

渡邊放射性廃棄物等対策室長

そうですね。はい。

森嶌委員長

えてして世の中は、質問が冗長なのでこちらがきれいにまとめたとか、質問になっていないから省いておいたと言っても、それは答えたくないから、隠したいからというふうに思いたがるのが常でありまして、世の中の人で最も良識があると思われる、ここの委員でさえも、そうお考えになってお出しになったかと思われるような、ただ今のご意見もあったわけです。そうすると、せっかくパブリックコメントにかけて、こちらとしては一生懸命まともに答えたつもりでも、外部の人は、こんなに意見があるのに、こうもまとめてしまって答えて何だと考えませんか。私は見ていませんけれども、コメント自体が錯綜していて、もともとの方針では違った項目に分類されているべきものがごちゃごちゃになっているという可能性もあるのですか。

私の一つの考え方ですけれども、現在の文書については、これはこれとして出した上で、別 途パブリックコメントのご意見そのものは、何らかの形で、「もしもごらんになりたければ、 ごらんになれますよ」という状態にしておくのが透明性が高いのではないかと思いますが。 そういうふうにしておけば、元々の質問なり意見なりを見る人がいれば、こういう意見に対 してこういう回答をしたのも、「これなら仕方がない」と思ってくださるかもしれないし、 そうではなくて、それを見た上で、「これは何だ、ちゃんとした意見を出しているのに、こ の小委員会も含めて事務局はちゃんと答えていないじゃないか、今度からもっとちゃんと答 えるべきだ」と仰るかもしれないですから、これはこれとして出しておいて、元の意見のほ うは、見たければ見られるような状態にしておくということにしておくのも透明性を高める 一つの方法だと思います。

意見が 3,000 件も来たというのであれば、これは物理的に不可能ですけれども、36 件ぐらいでしたら、我々の議論が透明性を持っていることを示す一つのやり方だと思うのですね。どんな質問であれ、すべての質問に対して一つ一つ全部答えるというのは、私は労多くして効果は少ないだろうと思います。今の時点では、今私が申し上げたようなことが可能かどうか検討されてはいかがでしょうか。7 件ということですが、一般的には取り上げた1件1件が同等の質問であったとは必ずしも思えないので、人によっては、「まとめて7 件となっているけれども、何か答えたくないからやったな」と考えないとは限らないと思います。佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員

今の委員長のご発言は、一応こういうものが終わった後のことだと理解したのですけれども、 違うのでしょうか。

森嶌委員長

これは事務的に可能であれば、ということです。これはこれとして、出すと同時に、いわば付録として、原文を見られるようにするということです。だから正式にはこれだけですけれども、付録として質問はこういうものでしたという資料をつくるというのは一つの方法ではないでしょうか。

佐々木委員

私が申し上げたい、あるいはお願いしたいのは、今後、パブリックコメントをやった場合に、締め切りがありますね。締め切った後、事務局側でいろいろ分類整理したり、要約をするわけで、その期間に我々にも同じものを送ってもらいたいと思うのですね。我々は、今日なら今日、このまとめが出る前に、事前にパブリックコメントで出てきた意見そのものに一応目を通して、私がそれを読んだら、もしかしたら要約の仕方が違うかもしれない。あるいは分類の仕方も、類型化も違うかもしれないのですよ。

森嶌委員長

環境省なんかのパブリックコメントなどといったら、やめてくれと言いたくなるぐらい大量 にあります。

佐々木委員

私が経験した中では、原子力立国計画の例の「大綱」、あれに対するパブリックコメントは 1,000 件を超えたと思うのですが、あの時はオリジナルの意見のコピーを我々に送ってもらい ました。こんな厚い資料を読むのは大変だったですけどね。まあ、今回の場合は 36 件ですか らそうやってもらいたかった。

森嶌委員長

それでもいいですけれども、今回、今さらやれと言われても難しいでしょうから。もしも物理的に可能であれば、そういう資料ないし付録をつけるのが、36件ということを考えればですね。何百件なんていったら、それは今後の問題ということで、そういうことも今後考えなければいけません。

渡邊放射性廃棄物等対策室長

今、委員長、佐々木委員、それから長崎委員、そういうご意見が多いですので、是非前向きに考えたいというふうに思います。ただ、審議会なるものというのは、この場だけではなくて幾つもあって、いろいろやり方というのが基本ルールとしてあったりするものですから、その辺を調整した上で、できるだけ前向きに何かできる方策を考えていきたいというふうに思います。

委員長の発言には差別的な部分もあり気になるが、室長の「是非前向きに考えたい」は、今回については、やらないと同義であった。

原子力発電による大量発電、大量電力消費の構造を変換すべき。(実施機関が勝手にまとめた概略)

兼松が提出した意見

大量発電、大量電力消費の構造を変換すべきだ。

p.2「基幹的な電源である原子力発電の安定的な利用を推進」に対して

「原発は なんか うさんくさい

- 30年前は「石油がなくなるから原発だ」と言い
- 20年前は「発電コストが安いから原発だ」と言い
- 10年前は「ベストミックスのために原発だ」と言い
- 今は「CO2を出さないから原発だ」と言う」

(桑原正史詩集「永遠の未完成 - どうする?原発 - 」より「いちばんの理由」 抜粋)。

原発推進の理由はその時々の社会の流れで適当に変わるが、原発を推進することは変わらない。原発を推進することが目的だから理由(看板)はどうあれ、 遮二無二原発を推進する。柏崎刈羽原発を動かさないと夏の電力供給が心配だと 新潟県知事や住民に圧力をかけながら、オール電化を推進する電力会社の矛盾に は決して目を向けない。原発震災の可能性には目を背ける。

国際社会が低エネルギーで持続可能な社会をめざす政策に転換するなかで、日本は30年も40年の前の原発、再処理、高速増殖炉という枠組みにしがみつき、原発の廃止を視野に入れた政策への転換ができない。原子力大綱検討時に再処理を止めるよう組織の中と国民から大きな動きがあったにもかかわらず全量再処理すら止めなかった。

電力自由化は止まったままで、多くの国民は原発以外の電気を選択する自由を 奪われ、事故の恐怖を思い、原発現地により恐怖を押しつけている現実から逃れ 得ない。

こうした状況を意図的につくりながら、何万本、何千万本発生するとも際限のない高レベル放射性廃棄物ガラス固化体を埋めようというのだ。第一処分場の近くには第2、第3、第4・・・・と際限のない高レベル放射性廃棄物処分場をつくることになる。

原発による大量発電、電力の大量消費、教育という名で原発推進を教える偏った構造を変換すべきであり、それが政治の責任である。

実施機関の考え方

2005年10月に閣議決定された「原子力政策大綱」(原子力委員会)の基本方針として、

2030年以後も総発電電力量の30~40%程度以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指す、 核燃料サイクル路線を基本方針とする、などが示されています。2006年8月には、この基本方針の実現に向けた政策枠組みと具体的なプランとして「原子力立国計画」(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会)を策定し、その着実な推進に取り組んでいます。また、エネルギー政策基本法(2002年6月)に基づき、2007年3月に改定され閣議決定されたエネルギー基本計画において、「原子力については、そのリスクを踏まえた厳格な安全管理が必要であるが、安定供給に資するほか、地球温暖化対策の面でも優れた特性を有するエネルギーであるため、「原子力政策大綱」を基本方針として尊重しつつ、安全の確保を大前提に、核燃料サイクルを含め、原子力発電を将来にわたる基幹電源として推進する。」とされています。

実施機関の対応に対する兼松のコメント

決まっているから、批判など考える余地はないという実施機関。核持ち込みの密約がないことと同じ構図である。再処理、とりわけガラス固化溶融炉が行き詰まっている現実、もんじゅが動かせない現実から原子力大綱策定も未定であること、また、過剰な原子力発電擁護政策が再生可能エネルギーの足かせとなる。

子どもたちまで原子力発電地域に連れて行き、国が原子力を教え込む政策は間違っている。